

36協定を破棄  
したにもかかわらず

時間外労働を強制



# 日刊 動労千葉

1988.11.15  
N 2925

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

労基法多条のまま前筋をなす  
適用を許すな

十一月四日、JR東日本当局は、「三六協定」破棄中にもかかわらず、幕張電車区の交番検査において、五名に二時間余りの時間外労働を強要し、ブレーキ弁交換を行わせるという「労基法」違反を行った。

これに対し、幕張電車区長菅井、ならびにJR千葉支社は、「労基法三条」（災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁に許可を受けて労働時間を延長し、休日に労働させることができる……。）の適用」と強弁し、「労働基準監督所には事後承諾をとるからよい」というのである。

そもそも、JR東当局は、「三六協定は一年を通してでなければ結ばない」という不当な対応を取り続け、三六協定が破棄されているのであるから当然にも幕張電車区をはじめ、動労千葉の三六協定締結権のある職場では法定内時間外労働の他は一切時間外労働は認められない。その責任は、「なにがなんでも三六は一年でなければいけない」とするJR東の硬直した態度にあるのである（JR貨物は三か月でもかまわないということなので三六協定についての原因が極めて重大である。

上越線貨物列車脱線、衝突、転覆事故で団交（十一月九日、動労総連合・JR東日本本社）

十一月九日、動労総連合は、十月十九日に発生した上越線の貨物列車脱線、衝突、転覆の重大事故について、「動労総連合申第一号」にもとづきJR東日本本社と団交を行った。

在のJRの姿勢に最大の原因があり、運転保安の確保が危機的な状態に至っていることを踏まえて団交に臨んだ。

しかし、会社当局は団交の席上、「現在調査中」であることを理由に、新聞報道されている内容についても言及しないという不誠実極まりない対応であった。

上越線事故は起こるべくして起こった「人災」である。JR当局の運転保安無視・合理化強行の政策を改めない限り、事故の原因は日常業務のかにころがっている。われわれ労働者は、会社の営利優先主義の犠牲になることを拒否して、自らの命を自ら守るために運転保安の確立にむけて闘いつかなければならない！

上越線貨物列車脱線、衝突、転覆事故で団交（十一月九日、動労総連合・JR東日本本社）

十一月九日、動労総連合は、十月十九日に発生した上越線の貨物列車脱線、衝突、転覆の重大事故について、「動労総連合申第一号」にもとづきJR東日本本社と団交を行った。

今回の上越線事故の第一原因是検修合理化によるものであるが、第二次事故である衝突・転覆事故の原因が極めて重大である。

列車分離事故が発生しているにもかかわらず、列車指令が遺留車両の確認も指示せずに当該運転士に次の駅までの運転を指示し、さらに対向列車の運行を強行したことでの事故が大事故に発展したのである。

動労総連合は、上越線事故に示されている「安全よりも何がなんでも列車を走らせる」という現

ては締結している）。

しかも、三三適用ということは災害その他避けることのできない事由があつて初めて適用できる訳であり、災害も発生していない十一月四日には当然にも適用外なのである。当局は、それを十分承知のうえで二時間余りの時間外労働を強要してきたのである。

当局は、「交換で修理した特急は翌日早いダイヤであり、他の特急車両は工場入場等で予備車両がない状態でいる」という措置をとったとしている

のであるが、それでは、時間内に交換作業が終わるように交換の要員配置を行なうべきである。

また、十月一九日、発生した上越線検修体制に問題があり、当日は交番検査の検修体制を問題に問題あり

検修体制を見直せ

当局は、「六一・三ダイ改」に伴い、検修体制の抜本的な改悪を強行し、交番検査をはじめとする検修要員を大幅に減し、そして現在の一歩つまずけば時

間に収まらない交番検査の作業ダイヤをおしつけてきたのだ。そして、そ

の当時、組合側から「こんな要員体制、作業ダイヤでは勤務時間内に作業が終わらない場合が出てくる」と再三指摘

していたにも関わらず、「検査が終了しないのなら翌日に回す場合があつても構わない」としてきたのは当局ではなかつたのか！今回の場合は「ブレー

キ弁の漏気によるブレーキ弁交換」という通常考えられる作業なのである。

黙っていたら、「労働者・乗客は殺される」という事態がなつてしまふの

だ。スト体制を強化し、「一二月ダイ

改」を許さず闘いぬこう！